

2011 年 7 月 25 日

財務諸表等に対する引受審査のガイドライン(案)【たたき台】

監査証明の付された財務計算に関する書類に係る部分¹（財務諸表、連結財務諸表、中間財務諸表、中間連結財務諸表、四半期財務諸表及び四半期連結財務諸表。以下、「財務諸表等」と称す。）については、財務報告にかかる内部統制報告制度が導入され、開示業務の適正化・業務プロセスの明確化等が行われ、ディスクロージャーの信頼性を高めている。また、企業経営者に対して、有価証券報告書の記載内容の適正性に関する確認書の提出義務を課すことにより、企業内部でのチェック体制と責任体制が強化されている。さらに、監査人の所属する監査法人に対して、日本公認会計士協会による監査の品質管理レビュー制度や、上場会社監査事務所登録制度が導入され、公認会計士・監査審査会による品質管理レビューのモニタリングや審査・検査の実施も行われるようになり、監査の品質管理体制が強化されている。流通開示、発行時開示における不実開示に対して、課徴金制度が導入されたことにより、行政による執行が速やかに行われるようになり、不実開示に対する抑止力も働いている。

財務諸表等は投資家の投資判断において重要な位置を占めるので、その開示は適正になされなければならない。したがって、目論見書の利用者である引受証券会社としては、財務諸表等に監査証明が付されていることを確認しただけで、投資家に対する責任を十分に果たしたとは言えない。また一方、元引受証券会社は、発行会社の会計・内部統制システム等に立ち入ることのできない外部者の立場で引受審査を行うため、財務諸表等の開示の適正性に係る元引受証券会社の審査には限界がある。この実情を踏まえ、また、上述のとおり財務諸表等の開示の適正性を担保するための諸制度が導入されていることに鑑みて、財務諸表等に関する元引受証券会社による引受審査は、以下に記載のとおり、開示の適正性について疑わしい事象がないかを検討することに重点を置くものとする。また、元引受証券会社は、財務諸表等の開示の適正性を確認するために、必要に応じて監査人から聴取を行うように努める。

¹ 金融商品取引法第 21 条第 2 項第 3 号にて、元引受証券会社の責任を、第 193 条の 2 第 1 項に規定する監査証明の付された財務計算に関する書類に係る部分とそれ以外とで区分している。

1. 疑わしい事象として留意すべき事項

- a 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書の間の関係が合理的に説明できない。
- b 財務比率の水準、変化が合理的に説明できない。
- c 財務諸表等以外の開示である経営成績や財政状態に関する定性的な説明やその開示の適正性にかかる審査で得られた情報と、財務諸表や財務比率との間に不整合がある。
- d 重要な取引や資産・負債の変動が財務諸表に反映されていない。
- e 財務諸表に取り込むべき企業グループの範囲や収益費用の期間帰属に、合理的な説明が困難な事象が発生している。
- f 通常実施されるべき監査手続きが行われていない。

2. 疑わしい事象の発見のために行うべき事項

- ① キャッシュ・フロー分析、損益計算書分析を通じて、収益力の変動要因の確認をする中で、異常な変動や不合理な要因がないかを検討する。
- ② 貸借対照表分析を通じて、財務基盤の健全性を確認する中で、異常な変動や不合理な要因がないかを検討する。
- ③ 有価証券届出書あるいは発行登録書や発行登録追補書類の参照書類となる有価証券報告書等における「業績等の概要」「財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」「事業等のリスク」「対処すべき課題」などで開示された定性的な情報が、財務諸表で示されている経営成績及び財政状態をわかりやすく適切に示しているか、確認をする。
- ④ 財務諸表等に関して、発行会社が監査人又は税務当局から重要な指摘を受けた事項及び発行会社と監査人又は税務当局との間で意見の相違があった事項について確認する。
- ⑤ 監査人の監査上の重要な留意事項や監査手続きを確認する。

3. 疑わしい事象に気がついた際の対応

疑わしい事象に気がついた場合、その原因を解明するために、協会自主規制規則「有価証券等の引受け等に関する規則」第12条に基づいた適切な引受審査を行い、同第3条に基づいて、その引受審査の内容を踏まえ、総合的な判断と責任のもとに引受判断を行わなければならない。

以 上